

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1001号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市桃取町牛島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点1 桃取町牛島田の下の鼻 基点2 桃取町牛島船渡し標識 ア 1から172度00分120メートルの点 イ 2から172度00分 80メートルの点	1 浮設する養殖 施設は7m× 7m(49㎡) の施設を基準 として98台 とする。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	桃取町	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1002号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市桃取町刈谷浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 桃取町平手左七東鼻 基点2 桃取町井尻の鼻西角 基点3 桃取町刈谷浦トドメの鼻 基点4 桃取町刈谷孫六下東鼻 ア 1から222度00分105メートルの点 イ 2から3見通し線上30メートルの点 ウ 3から2見通し線上30メートルの点 エ 4から282度30分 95メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として43台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	桃取町	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1003号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市桃取町浮島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 桃取町浮島東端 ア 1から166度30分110メートルの点 イ 1から166度30分160メートルの点 ウ 1から232度15分435メートルの点 エ 1から238度00分425メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として26台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	桃取町	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1004号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町下津浦地先 漁場区域 アとエ及びイとウを結んだ直線並びにア・イ間及びウ・エ間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦カマガ谷西鼻 基点2 南伊勢町下津浦宮の鼻 基点3 南伊勢町下津浦あの岬 ア 1から282度の方位線と対岸との交点 イ 1から305度の方位線と対岸との交点 ウ 2から237度の方位線と対岸との交点 エ 3から155度の方位線と対岸との交点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として31台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	神原	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1005号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦花畑東鼻 ア 1から107度00分490メートルの点 イ 1から121度00分545メートルの点 ウ 1から132度00分415メートルの点 エ 1から114度00分345メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として30台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	五ヶ所浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1006号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦牛鼻 ア 1から 42度00分 70メートルの点 イ 1から 74度00分210メートルの点 ウ 1から135度00分290メートルの点 エ 1から168度00分210メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として59台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	五ヶ所浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1007号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦オシロの鼻 ア 1から330度00分105メートルの点 イ 1から323度00分 45メートルの点 ウ 1から 15度00分 98メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として3台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	中津浜浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1008号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦大瀬地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦神戸の鼻 ア 1から87度00分540メートルの点 イ 1から107度00分650メートルの点 ウ 1から140度00分420メートルの点 エ 1から253度00分620メートルの点 オ 1から278度00分570メートルの点 カ 1から114度00分255メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として393台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	迫間浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1009号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦、同町礪浦境界そま崎基標 ア 1から 22度00分 90メートルの点 イ 1から256度00分215メートルの点 ウ 1から283度00分280メートルの点 エ 1から350度00分200メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として39台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	迫間浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1010号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦、同町礪浦境界そま崎基標 ア 1から315度00分290メートルの点 イ 1から296度00分330メートルの点 ウ 1から268度00分345メートルの点 エ 1から272度30分465メートルの点 オ 1から296度00分430メートルの点 カ 1から310度00分375メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として91台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	迫間浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1011号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦めどの鼻 基点2 南伊勢町迫間浦ぼうずの鼻 基点3 南伊勢町迫間浦あつまり石の鼻 ア 1から348度00分210メートルの点 イ 3から 80度00分160メートルの点 ウ 1から280度30分600メートルの点 エ 2から 4度00分 80メートルの点 オ 2から 4度00分240メートルの点 カ 1から325度00分230メートルの点 キ 1から310度00分140メートルの点 ク 1から348度00分100メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として51台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	迫間浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1012号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町礪浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町礪浦地先 基点2 南伊勢町礪浦大鼻 ア 1から 49度00分 50メートルの点 イ 1から359度00分285メートルの点 ウ 2から 34度30分440メートルの点 エ 2から 54度00分360メートルの点 オ 2から301度00分215メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として173台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	礪浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1013号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町礪浦魚釣島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町礪浦魚釣島頂上 ア 1から337度30分200メートルの点 イ 1から348度30分340メートルの点 ウ 1から 20度00分340メートルの点 エ 1から 33度00分195メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として40台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	礪浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1014号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町相賀浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町相賀浦港防波堤灯台 ア 1から 22度00分138メートルの点 イ 1から339度00分208メートルの点 ウ 1から 6度30分375メートルの点 エ 1から 29度00分345メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として42台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	相賀浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1015号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦やりまつの鼻 ア 1から358度00分160メートルの点 イ 1から313度00分240メートルの点 ウ 1から330度00分350メートルの点 エ 1から 0度00分300メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として34台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	阿曾浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1016号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦釜浜の北鼻 基点2 南伊勢町阿曾浦こぼりまの鼻 ア 1から301度00分105メートルの点 イ 2から257度00分115メートルの点 ウ 2から280度00分335メートルの点 エ 1から297度00分345メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として181台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	阿曾浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1017号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道行竈中山浜地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈穴の口 ア 1から103度00分200メートルの点 イ 1から126度00分345メートルの点 ウ 1から142度00分310メートルの点 エ 1から130度00分135メートルの点	1 浮設する養殖 施設は7m× 7m(49㎡) の施設を基準 として25台 とする。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	贄浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1018号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町東宮地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町東宮小原下 ア 1から246度00分140メートルの点 イ 1から217度00分370メートルの点 ウ 1から238度00分470メートルの点 エ 1から269度00分300メートルの点	1 浮設する養殖 施設は7m× 7m(49㎡) の施設を基準 として66台 とする。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	奈屋浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1019号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町河内地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町河内ダイケ鼻の大石 ア 1から184度00分140メートルの点 イ 1から184度00分345メートルの点 ウ 1から224度00分480メートルの点 エ 1から246度30分345メートルの点	1 浮設する養殖 施設は7m× 7m(49㎡) の施設を基準 として91台 とする。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神前浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1020号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町神前浦丸山東端 基点2 南伊勢町神前浦尾張鼻 ア 1から329度00分500メートルの点 イ 2から179度00分 90メートルの点 ウ 2から123度00分185メートルの点 エ 1から346度30分450メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として66台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	神前浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1021号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町神前浦丸山東端 ア 1から 8度00分260メートルの点 イ 1から 5度30分405メートルの点 ウ 1から36度30分495メートルの点 エ 1から50度00分385メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として54台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	神前浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1022号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦水尻の鼻 基点2 南伊勢町方座浦立島 ア 1から284度00分210メートルの点 イ 2から323度00分115メートルの点 ウ 2から270度00分260メートルの点 エ 1から266度00分395メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として137台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	方座浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1023号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦八郎沖側の鼻 ア 1から28度00分360メートルの点 イ 1から81度00分340メートルの点 ウ 1から88度50分290メートルの点 エ 1から23度30分310メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として26台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	方座浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1024号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦八郎沖側の鼻 基点2 南伊勢町方座浦ねぎ島沖の鼻 ア 1から139度00分165メートルの点 イ 1から117度00分195メートルの点 ウ 2から 10度00分215メートルの点 エ 2から350度00分180メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として36台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	方座浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1025号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町小方竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町小方竈海徳の浜西隅 ア 1から 99度00分105メートルの点 イ 1から 93度00分330メートルの点 ウ 1から108度00分345メートルの点 エ 1から138度00分150メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として29台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	方座浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1026号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町小方竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町小方竈松鼻 基点2 南伊勢町小方竈えびごの鼻 ア 1から 0度00分131メートルの点 イ 1から 0度00分337メートルの点 ウ 2から 9度00分380メートルの点 エ 2から 12度00分300メートルの点 オ 2から341度00分300メートルの点 カ 2から330度00分200メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として86台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	方座浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1027号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町栃木竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町栃木竈竜宮島の鼻 基点2 南伊勢町栃木竈ほとけ島の鼻 ア 1から233度00分 90メートルの点 イ 2から336度00分110メートルの点 ウ 2から302度00分165メートルの点 エ 1から252度00分170メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として78台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	古和浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1028号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町栃木竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町栃木竈竜宮島の鼻 ア 1から 13度00分205メートルの点 イ 1から 35度00分230メートルの点 ウ 1から 68度00分100メートルの点 エ 1から 13度00分 50メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として18台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	古和浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1029号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町古和浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町古和浦矢先の鼻 ア 1から 80度00分100メートルの点 イ 1から 42度30分200メートルの点 ウ 1から 62度30分300メートルの点 エ 1から 88度00分230メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として25台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	古和浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1030号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町棚橋竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町新桑竈ほこみ鼻 ア 1から 17度00分 90メートルの点 イ 1から 0度00分180メートルの点 ウ 1から 38度00分220メートルの点 エ 1から 63度00分190メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として18台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	古和浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1031号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町新桑竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町新桑竈牛穴 基点2 南伊勢町新桑竈オジマ ア 1から339度00分280メートルの点 イ 1から353度00分300メートルの点 ウ 1から 90度00分190メートルの点 エ 2から 74度00分210メートルの点 オ 2から 54度00分 95メートルの点 カ 1から 90度00分 80メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として97台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	古和浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1032号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦竜宮鼻カブノ島 基点2 大紀町錦塩鼻三ツ瀬島 ア 1から184度30分275メートルの点 イ 1から138度30分275メートルの点 ウ 2から193度30分525メートルの点 エ 2から209度00分660メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として194台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	錦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1033号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦ふじの鼻灯台 ア 1から109度00分195メートルの点 イ 1から136度30分340メートルの点 ウ 1から175度30分320メートルの点 エ 1から191度00分135メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として60台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	錦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1034号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦ヨッカケ鼻 基点2 大紀町錦スソノ鼻 ア 1から145度30分120メートルの点 イ 1から116度00分250メートルの点 ウ 2から 81度00分200メートルの点 エ 2から 50度00分 70メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として87台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	錦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1035号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦大石地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦大石頂上 ア 1から 48度30分620メートルの点 イ 1から 66度45分610メートルの点 ウ 1から 88度00分320メートルの点 エ 1から 47度30分290メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として93台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	錦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1036号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦平瀬島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 大紀町錦平瀬島平瀬鼻 ア 1から35度00分940メートルの点 イ 1から47度30分980メートルの点 ウ 1から65度00分460メートルの点 エ 1から41度00分400メートルの点	1 浮設する養殖 施設は7m× 7m(49㎡) の施設を基準 として150 台とする。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	錦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1037号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町海野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 海野漁港沖防波堤西南角 ア 1から157度30分460メートルの点 イ 1から158度30分670メートルの点 ウ 1から168度00分675メートルの点 エ 1から171度00分470メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として32台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	海野	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1038号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町海野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を 順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町海野赤野島ヅロクチ岩頂上 ア 1から298度40分130メートルの点 イ 1から205度50分180メートルの点 ウ 1から225度00分275メートルの点 エ 1から200度00分405メートルの点 オ 1から218度30分795メートルの点 カ 1から240度30分705メートルの点 キ 1から246度30分300メートルの点 ク 1から243度30分210メートルの点 ケ 1から280度00分210メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として220台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	海野	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1039号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町道瀬地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町道瀬弁天島頂上 ア 1から333度00分160メートルの点 イ 1から333度50分315メートルの点 ウ 1から 13度00分435メートルの点 エ 1から 31度00分340メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として61台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	道瀬	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1040号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町白浦オドナ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町白浦オドナ岩頂上 ア 1から156度00分190メートルの点 イ 1から175度00分470メートルの点 ウ 1から225度30分510メートルの点 エ 1から254度00分320メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として165台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	白浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1041号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町白浦ダイヤ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町白浦枯島東端 ア 1から118度00分260メートルの点 イ 1から 96度30分550メートルの点 ウ 1から115度00分625メートルの点 エ 1から141度30分405メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として90台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	白浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1042号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町白浦須崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町白浦前ノアラム島西端 基点2 紀北町白浦大須崎長瀬島頂上 ア 1から343度00分135メートルの点 イ 2から 90度00分240メートルの点 ウ 2から 86度30分405メートルの点 エ 1から 38度30分205メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として29台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	白浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1043号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町白浦西の里地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町白浦西の里前のアラミ島東端 ア 1から112度00分 90メートルの点 イ 1から 31度00分180メートルの点 ウ 1から 44度00分205メートルの点 エ 1から106度00分140メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として13台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	白浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1044号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦ムナシ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同町矢口浦境界 ア 1から104度15分355メートルの点 イ 1から105度45分380メートルの点 ウ 1から159度45分400メートルの点 エ 1から177度00分300メートルの点 オ 1から120度00分185メートルの点 カ 1から121度30分320メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として59台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	引本浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1045号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦竹田鼻 基点2 紀北町引本浦中鼻 ア 1から308度00分280メートルの点 イ 1から285度00分100メートルの点 ウ 1から260度00分155メートルの点 エ 1から281度00分210メートルの点 オ 1から263度00分280メートルの点 カ 2から 10度00分105メートルの点 キ 2から253度00分165メートルの点 ク 2から297度30分385メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として237台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	引本浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1046号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦犬戻地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦犬戻端の基標 ア 1から128度00分 80メートルの点 イ 1から131度00分210メートルの点 ウ 1から160度00分255メートルの点 エ 1から186度00分155メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として24台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	引本浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1047号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦大根地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦弁天島頂上 ア 1から205度00分195メートルの点 イ 1から167度30分110メートルの点 ウ 1から169度30分510メートルの点 エ 1から185度10分495メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として63台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	引本浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1048号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町矢口浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町矢口浦城越の基標 ア 1から293度00分300メートルの点 イ 1から320度00分310メートルの点 ウ 1から323度00分265メートルの点 エ 1から292度00分250メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として10台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	矢口浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1049号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町ぢぢ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町ぢぢ大島頂上基標 基点2 須賀利町小池南鼻基標 ア 1から130度00分215メートルの点 イ 2から180度00分265メートルの点 ウ 2から180度00分510メートルの点 エ 1から157度00分415メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として42台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1050号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町ぢぢ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町ぢぢ大島頂上基標 ア 1から163度00分145メートルの点 イ 1から130度00分215メートルの点 ウ 1から157度00分415メートルの点 エ 1から173度30分385メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として42台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1051号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町寺島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町ぢぢ大島頂上基標 ア 1から199度30分1,315メートルの点 イ 1から183度30分1,360メートルの点 ウ 1から188度00分1,950メートルの点 エ 1から199度30分1,925メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として330台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1052号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町砂代地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町砂代小鼻の北鼻 ア 1から345度00分 95メートルの点 イ 1から251度00分205メートルの点 ウ 1から298度30分580メートルの点 エ 1から318度30分550メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として142台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1053号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町こうな地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町こうなかすみ崎 ア 1から170度00分 50メートルの点 イ 1から176度00分200メートルの点 ウ 1から214度00分295メートルの点 エ 1から254度00分180メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として44台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1054号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町須賀利漁港防波堤突端 ア 1から118度00分220メートルの点 イ 1から120度00分280メートルの点 ウ 1から156度00分335メートルの点 エ 1から163度00分280メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として17台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1055号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市須賀利町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 須賀利町こうなかすみ崎 ア 1から312度00分405メートルの点 イ 1から297度00分255メートルの点 ウ 1から267度30分305メートルの点 エ 1から294度00分410メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として30台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	須賀利	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1056号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市天満浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 天満浦水地の鼻の基標 ア 1から89度00分470メートルの点 イ 1から115度00分570メートルの点 ウ 1から225度00分625メートルの点 エ 1から248度30分540メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として350台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	尾鷲	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1057号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市大曾根浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 尾鷲港大曾根浦東防波堤灯台 ア 1から 23度00分230メートルの点 イ 1から 53度00分410メートルの点 ウ 1から 65度00分375メートルの点 エ 1から 40度00分160メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として31台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	大曾根	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1058号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市大曾根浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 尾鷲港大曾根浦東防波堤灯台 基点2 大曾根浦イタカセの鼻 ア 1から 36度30分695メートルの点 イ 2から359度30分472メートルの点 ウ 2から 0度00分285メートルの点 エ 2から342度30分290メートルの点 オ 2から337度00分220メートルの点 カ 2から299度00分370メートルの点 キ 2から307度30分410メートルの点 ク 1から 48度00分560メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として193台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	大曾根	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1059号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市九鬼町向名地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 九鬼町九木漁港西端 基点2 九鬼町向名黒石 ア 1から213度00分の方位線と対岸との交点 イ アから 29度40分115メートルの点 ウ 2から 51度40分115メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として40台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	九鬼	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1060号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市盛松地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 盛松鯖釣場中鼻 基点2 盛松馬目の鼻大岩 ア 1から28度00分35メートルの点 イ 1から308度00分120メートルの点 ウ 2から277度00分235メートルの点 エ 2から323度00分155メートルの点 オ 2から315度00分40メートルの点 カ 2から244度00分150メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として52台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	三木浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1061号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市盛松地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 盛松馬目の鼻大岩 基点2 盛松松の木鼻 基点3 盛松はせで鼻 基点4 盛松中崎の北鼻 ア 1から345度00分 30メートルの点 イ 1から 11度00分105メートルの点 ウ 4から280度00分 45メートルの点 エ 3から 88度00分 85メートルの点 オ 2から343度00分 50メートルの点 カ 2から294度00分 65メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として178台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	三木浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1062号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市三木浦町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 三木浦港第一防波堤灯台 ア 1から288度00分100メートルの点 イ 1から223度00分150メートルの点 ウ 1から263度00分560メートルの点 エ 1から276度00分545メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として87台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	三木浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1063号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 尾鷲市三木里町古輪地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 三木里町古輪地先基標 ア 1から 82度00分100メートルの点 イ 1から 82度00分240メートルの点 ウ オから 82度00分240メートルの点 エ オから 82度00分100メートルの点 オ 1より172度30分350メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として72台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	三木浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1064号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市古江町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 古江港南防波堤灯台 ア 1から 44度30分470メートルの点 イ 1から 67度00分525メートルの点 ウ 1から 87度15分318メートルの点 エ 1から 85度40分310メートルの点 オ 1から124度30分215メートルの点 カ 1から 85度40分 35メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として128台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	曾根浦 古江	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1065号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市曾根町中崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 曾根町大崎の鼻標柱 ア 1から335度00分165メートルの点 イ 1から 15度00分 25メートルの点 ウ 1から239度00分450メートルの点 エ 1から260度00分470メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として104台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	曾根浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1066号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市甫母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 甫母町網代中戸松ヶ崎の標柱 ア 1から338度00分 65メートルの点 イ 1から 0度00分215メートルの点 ウ 1から 36度00分265メートルの点 エ 1から 70度00分170メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として37台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	甫母須野 二木島	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1067号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市二木島里町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤突端中央 ア 1から254度00分 43メートルの点 イ 1から199度00分119メートルの点 ウ 1から264度20分360メートルの点 エ 1から249度20分380メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として45台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	二木島	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1068号	第1種 区画漁業	魚類 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市二木島町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島町小向避難港防波堤突端 基点2 二木島町新田避難港防波堤北角 ア 1から 62度00分209メートルの点 イ 2から314度00分126メートルの点 ウ 2から244度00分120メートルの点 エ 2から262度00分370メートルの点 オ 1から 84度30分163メートルの点	1 浮設する養殖施設は7m×7m(49㎡)の施設を基準として141台とする。 2 夜間標識を設置しなければならない。	二木島	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1501号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦ひらせやいの鼻 ア 1から272度00分530メートルの点 イ 1から242度30分745メートルの点 ウ 1から250度30分865メートルの点 エ 1から276度20分690メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が15,237平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径60メートル、台数：4台 形状：円形、規格：直径50メートル、台数：2台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	宿浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1502号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 (漁場区域1) 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈あしかの鼻 基点2 南伊勢町道行竈にごり場 ア 1から246度00分200メートルの点 イ 2から290度30分165メートルの点 ウ 2から280度30分315メートルの点 エ 1から257度00分355メートルの点 (漁場区域2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、オの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点2 南伊勢町道行竈にごり場 オ 2から256度00分520メートルの点 カ 2から227度00分770メートルの点 キ 2から233度00分835メートルの点 ク 2から238度00分840メートルの点 ケ 2から261度30分670メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,164平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 (漁場区域1) 形状：円形、規格：直径50メートル、台数：4台 (漁場区域2) 形状：円形、規格：直径60メートル、台数：4台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	奈屋浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1503号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 度会郡南伊勢町神前浦丸山切戸の標柱 基点2 度会郡南伊勢町神前浦定の鼻小浜島頂上 ア 1から163度20分790メートルの点 イ 1から145度20分770メートルの点 ウ 2から 25度00分750メートルの点 エ 2から 10度20分570メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が35,343平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径50メートル、台数：18台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	神前浦	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1504号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市甫母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から72度10分 675メートルの点 イ 1から80度08分1,185メートルの点 ウ 1から95度15分1,175メートルの点 エ 1から99度30分 640メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が43,808平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 また、生け簀総面積のうち5,408平方メートル分(形状：長方形、規格：52メートル×26メートル、台数：4台)については、用いられる養殖用種苗は人工種苗でなくてはならない。形状：長方形、規格：80メートル×48メートル、台数：10台、面積：38,400平方メートル 形状：長方形、規格52メートル×26メートル、台数：4台、面積：5,408平方メートル(総面積：43,808平方メートル) なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	甫母須野 二木島	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 6月1日 から 平成30年 8月31日 まで	平成31年 1月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第1505号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 養殖業 (小割り式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市甫母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から 63度00分 265メートルの点 イ 1から 77度40分 550メートルの点 ウ 1から101度00分 545メートルの点 エ 1から113度50分 260メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が10,816平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：長方形、規格：52メートル×26メートル、台数：8台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	甫母須野 二木島	平成31年 1月1日 から 平成35年 12月31日 まで	平成30年 6月1日 から 平成30年 8月31日 まで	平成31年 1月1日